

# GS1 Japan Data Bank 登録規約

沿革	2019年10月1日	19規約第5号	制 定
	2020年2月12日	19規約第6号	一部改正
	2020年11月17日	20規約第6号	一部改正
	2021年1月25日	20規約第8号	一部改正

GS1 Japan Data Bank 登録規約（以下、本規約）は、GS1 Japan（一般財団法人流通システム開発センター）（以下、当財団）が管理・運営する GS1 Japan Data Bank（以下、GJDB）の適正な利用及び提供するサービスについて定める。

## 第1条（GJDBのサービス）

GS1 事業者コードが貸与された事業者（以下、登録事業者）は GJDB に自社の商品情報を登録することにより、次のサービスを受けることができる。

- ① GTIN（Global Trade Item Number：商品識別コード）を設定する機能
- ② GJDB に登録を行った自社の GTIN の番号及びそれに付随する商品情報を管理する機能
- ③ GJDB に登録を行った自社の GTIN からバーコード画像を生成する機能
- ④ GJDB に登録された商品情報を第2条の③、④、⑤、⑧、⑨に記載のサービスに提供する機能
- ⑤ JICFS/IFDB に登録されている自社の商品情報を参照し、GJDB に登録するための機能
- ⑥ GJDB × scan のユーザーから送信された自社の商品情報に関するフィードバック情報等について当財団から通知を受ける機能

## 第2条（定義）

本規約で使用する用語の定義は、次のとおりとする。

- ① 「My GS1 Japan」とは、当財団がインターネット上で提供する各種サービスのポータルサイトのことをいう。
- ② 「ブランドオーナー」とは、製造業者、またはプライベート商品を有する卸売業者、小売業者のことをいう。
- ③ 「GJDB × scan」とは、第3条第5項によりブランドオーナーが登録した商品情報の一般による利用を目的として、当財団が管理・運営するスマートフォンアプリのことをいう。
- ④ 「多言語商品情報提供サービス（以下、多言語サービス）」とは、訪日外国人向けにブランドオーナー発信の正確な商品情報の提供と利用及び販売促進を目的として、当財団が管理・運営するサービスのことをいう。
- ⑤ 「JICFS/IFDB（JAN Item Code File Service/Integrated Flexible Data Base）」とは、卸売業や小売業で作成負荷の大きい商品マスター情報をブランドオーナーから収集、整備し、その情報を提供することを目的として、当財団が管理・運営するサービスのことをいう。
- ⑥ 「GS1」とは国際的な流通標準化推進機関であるベルギー法人 GS1 AISBL のことをいう。
- ⑦ 「GS1 加盟組織」とは GS1 の傘下で GS1 標準の開発と普及活動を行うことを認められた組織（世界で110以上の国・地域に存在）のことをいう。

- ⑧ 「GEPIR」とは GS1 加盟組織から GS1 事業者コードの貸与を受けている事業者の情報を、インターネットを通じて一元的に提供するサービスのことをいう。
- ⑨ 「GS1 Registry Platform」とは全世界のブランドオーナー発信の商品情報等を GS1 が一元管理し、GS1 加盟組織を通じて、小売業等に提供するサービス基盤のことをいう。
- ⑩ 「利用者」とは GJDB にアクセスし GJDB に登録された商品情報を利用する製造業者、卸売業、小売業及びこれら企業を支援する事業者のことをいう。利用者の資格は別途定める。

### 第 3 条（商品情報の登録）

- 1 貸与を受けている GS1 事業者コードが全て有効である登録事業者は、自社の商品情報を GJDB に登録することができる。
- 2 前項の登録事業者に加え、登録事業者の商品情報を扱う権利を有する者も、当該登録事業者の委任を受け商品情報を GJDB に登録することができる。
- 3 貸与されている GS1 事業者コードが無効になった登録事業者は、第 1 条のサービスを利用することができない。
- 4 登録事業者は、当財団が定める「My GS1 Japan 利用規約」に従わなければならない。
- 5 登録事業者は「GS1 Japan Data Bank(GJDB) -商品情報- ユーザーマニュアル (登録ガイド)」に従い、自社の商品情報を正確に登録し、登録情報が最新の情報となるように努めなければならない。
- 6 登録事業者が GJDB に登録した情報は、GS1 事業者コードが返還された場合も、GJDB に保持され、GJDB、GJDB × scan、多言語サービス、JICFS/IFDB、GEPIR 及び GS1 Registry Platform において利用される。
- 7 商品情報の削除が必要な場合、登録事業者は e メール (gjdb@gs1jp.org) によって、当財団に GJDB から商品情報の削除を求めることができる。

### 第 4 条（商品情報の公開または提供）

- 1 GJDB に登録された商品情報は利用者に公開または提供される。
- 2 GJDB に登録された商品情報の中の、画像情報については、必要な編集・加工等を実施して公開または提供される。
- 3 登録事業者は、GJDB × scan、多言語サービス、JICFS/IFDB、GEPIR 及び GS1 Registry Platform に対して、自社の商品情報の公開または提供を希望しない場合は、当財団にその旨を申し入れることができる。
- 4 JICFS/IFDB に提供された商品情報は、必要な編集・加工等を実施して公開または提供される。

### 第 5 条（著作権）

- 1 GJDB の著作権は、当財団に帰属する。
- 2 GJDB に、当財団が不適切と判断する商品情報の登録があった場合、当財団は商品情報の削除、商品情報の公開または提供の停止等の是正措置を講じることができる。

### 第 6 条（料金・費用）

- 1 第 1 条のサービスの利用は、原則無料とする。但し、別紙に記載のサービスは有料とする。

- 2 GJDB に接続するためのインターネット接続プロバイダーとの契約費用や通信費等は登録事業者の負担とする。

#### 第7条（免責）

- 1 GJDB への自社の商品情報の登録は登録事業者の責任で行い、その情報の登録事業者による利用あるいは利用者による利用に関連して損害が発生しても、当財団、GS1 あるいは他の GS1 加盟組織は、責任を負わない。
- 2 登録事業者が登録した商品情報により何らかの損害が当財団、GS1 あるいは他の GS1 加盟組織に発生した場合、登録事業者はその賠償をしなければならない。
- 3 GJDB が何らかの原因により利用できなかったことにより生じる損害について、当財団は責任を負わない。
- 4 第1条第5号及び第6号にいう機能により参照できる情報の信頼性について、当財団は責任を負わない。

#### 第8条（GJDB のサービス変更・中断・中止）

当財団は、事業上の理由、システムの不具合・メンテナンス、法令の制定改廃、天災地変、偶発的事故、停電、通信障害、不正アクセス、その他の事由により、事前に通知することなく、GJDB のサービスを変更し、または中断もしくは中止することができる。また、それに起因して生じた損害について、当財団は責任を負わない。

#### 第9条（規約の変更）

- 1 当財団は、事前の通知をすることなく本規約の全部または一部を変更することがある。
- 2 本規約の変更は、当財団のウェブページ上に掲載する。
- 3 本規約の変更は、前項による掲載時に当財団が定める相応の期間が経過したときに効力を生じる。
- 4 本規約の変更後は、変更後の規約が有効となる。

#### 第10条（準拠法）

本規約の準拠法は、日本法とする。

#### 第11条（管轄）

本規約に関連して紛争が生じた場合、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

#### 附則（2019年10月1日施行）

本規約は、2019年10月1日から適用する。

#### 附則（2020年2月12日一部改正）

本規約は、2020年2月12日から適用する。

#### 附則（2020年11月17日一部改正）

本規約は、2020年11月17日から適用する。

#### 附則（2021年1月25日一部改正）

本規約は、2021年1月25日から適用する。

## GS1 Japan Data Bank 有料サービスについて

2020年11月17日制定

GS1 Japan Data Bank 登録規約（以下、規約）第6条第1項但書きにいう GS1 Japan Data Bank の有料のサービスを以下に定める。

### 1. 無料生成件数を超えるバーコード画像の生成

規約第1条③に規定するバーコード画像を生成する機能において、同条に規定する登録事業者が無料で生成を認められる件数（以下、無料生成件数）を超えてバーコード画像を生成したい場合、以下に記載する料金の支払い及び購入の方法によって、追加的に生成することができる。

この場合の無料生成件数は10件とする。但し、当該登録事業者が、GS1 Japan が定めたバーコード画像無料生成期間（2020年11月17日まで）に、バーコード画像を11件以上生成している場合、その数を当該登録事業者についての無料生成件数とする。

#### ①料金

バーコード画像生成件数	金額（税抜）
1件追加	1,000円
5件追加	4,000円
10件追加	7,000円
50件追加	30,000円
100件追加	45,000円

#### ②購入の方法

My GS1 Japan のホームページから画面の指示に従って購入する。なお、My GS1 Japan の利用に当たっては、規約第3条第4項にいう My GS1 Japan 利用規約に従わなければならない。

以上